

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) きかくかぶしがいしゃ  
氏 名 モバイルメディア企画株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちよう やぶき まさひこ  
代表取締役社長 矢吹 雅彦

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので、宜しくお願いいたします。

## 意見書（要旨）

1. 携帯端末向けマルチメディア放送は、競争の促進、世界的な視野、周波数の利用効率向上、放送と通信の融合の観点重視し、制度・参入・比較審査などの枠組みを決定していくべきである。
2. 1.7GHz／2GHz 帯や 2.5GHz 帯の特定基地局の開設指針と同様の基準を設け、市場競争による早期エリア拡充を図ることが重要である。
3. 「全国向け放送」ヒアリング対象者全てが SFN 対応を可能としていることを踏まえ、SFN 干渉が発生した場合の周波数分割や免許取消などの記述は不要である。
4. 14.5MHz幅に対する参入ソフト事業者数が2～4とされた導出過程は不明瞭であるため、参入規律を明確にするべきである。また、携帯電話のコンテンツ配信のように、コンテンツホルダーやアグリゲータが多く参加できるビジネス環境が重要である。
5. 参入事業者数は、サービスの多様化や技術の高度化による利便性の向上などを考えると、競争原理が働く複数者とするべきである。
6. マルチメディア放送は従来の放送とは異なる放送と通信の中間的なサービスが存在するため、通信・放送法全体の見直しの枠組みの中での検討が適当である。
7. 比較審査において、無料放送が多い者を優遇するのではなく、利用頻度の増加を見込める者を優遇することが必要である。
8. 各放送事業者が最適と思われる技術を選択するべきであり、比較審査において「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」は独立して審査が行なわれるべきである。
9. 複数の技術方式が存在した場合でも、事業者間で技術やサービスの高度化等による競争が起こり、利用者の利便性向上につながるため、「地方ブロック向け放送」と「全国向け放送」の選択技術にそれぞれ制限を設ける必要はない。
10. 世界の市場動向を見据え、事業リスクを背負う事業者が最終的に技術を選択できることが重要である。
11. 懇談会において複数の事業者が事業者決定からサービス開始までに 2 年の期間が必要であるとしたコメントを重視し、事業者決定時期を見直すべきである。

## 意見書

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		(報告書全体)	<p><b>【本件報告書の前提】</b></p> <p>弊社は、携帯端末向けマルチメディア放送について、以下の点を重視し、制度・参入・比較審査などの枠組みを決定していくべきであると考えます。</p> <p>(1) 競争の促進</p> <p>利用者の選択の幅を広げ、画期的な新サービスや新技術の導入を促すためには、既存事業者と新規事業者の力が拮抗して、真の競争が行われる状況を創り出していくことこそが望ましく、既得権者の力が自己増殖していくようなことがないよう、特別の配慮がなされるべきです。</p> <p>(具体的なことは、240MHzにもおよぶUHF帯を実質的にコントロールする立場にある既存の放送事業者が、VHF帯までにもプレゼンスを拡大しようとするのは、健全ではないと考えます。)</p> <p>(2) 世界的な視野</p> <p>国は「技術的中立性」を堅持し、国内外のあらゆる技術に対して門戸を開放すべきです。「技術方式の統一」は、世界が一つの技術にまとまるなら望ましいことですが、日</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			<p>本だけが統一をはかって、世界から孤立することはあつてはなりません。世界が最終的に 3-4 の技術標準に集約されるなら、日本においてもこの3-4の技術標準が並列するのが望ましいと考えます。</p> <p>(「国産技術」と「国内における方式の統一」にこだわって、日本メーカーの国際競争力を著しく害する結果を招いた「第二世代携帯電話(PDC)の過ち」を再び繰り返してはなりません。)</p> <p>(3)周波数の利用効率向上</p> <p>日本ではこれまで全ての放送をMFNでまかなってきており、SFNに対するチャレンジは十分になされておりませんが、周波数が逼迫する一方で、ロングテール分野までをもカバーする「多チャンネルのニーズ」が拡大している現在、SFNによるサービスエリアの構築は必須であると考えます。</p> <p>技術の優劣の査定においては、「ユーザーの利便性向上」と共に、「総合的な周波数利用効率(日本全国を通しての使用周波数あたりのコンテンツの総量)」が厳しく問われるべきは当然ですが、そうなると、周波数の利用効率を上げるための個々の技術と並んで、「SFNによるサービスエリアの構築」に高い評価が与えられるべきと考えます。</p> <p>(4)放送と通信の融合</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			<p>放送と通信の境界線にある、「視聴者特定」のサービスや「一斉ダウンロード+キャッシング」のサービスこそが、既存の放送と一線を画する「マルチメディア放送」の最大の眼目であると考えます。また、一方では、「携帯電話機」という共通のデバイスが、放送サービスと通信サービスをインテグレートして、ユーザーに多様なサービスをシームレスに提供することも重要な課題です。従って、事業計画や採用技術の優劣の査定においても、この点が重視されて然るべきと考えます。</p>
16 頁 ～ 17 頁	15 行～ (次ページ)2 行	<p>第3章 周波数の割当て 1. サービスエリアにおける世帯カバー率</p> <p>マルチメディア放送は、国民の携帯端末向けの新たな情報ニーズに応える放送であるため、基本的には、サービスエリアであまねく受信できるようにすることが望ましい。このことは、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」(放送法第1条)という現行制度を前提として、「放送用」に周波数が割り当てられた趣旨にも資すると考えられる。</p> <p>他方、こうした要請を制度上確保することは、事業の円滑な立ち上げの支障にもなりかねないことから、本懇談会では「全国向け放送」への参入を検討している事業者(マルチメディア放送企画LLC合同会社、メディアフロンティア企画株式会社及びモバイルメディア企画株式会社)からヒアリングを行い、この点についての検討を進めた。ヒアリングの結果は、いずれの事業者においても、事業開始の5年後の段階で、「現在のFMラジオの</p>	<p>サービスエリアは、SFN による2社参入の下、市場競争促進によりエリアの充実を図るべきであると考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会ヒアリングの際、弊社が主張した「世帯カバー率約90%以上」は、放送を行なう事業者が複数あり、市場競争上、3G携帯電話とほぼ同等のエリアを確保することが必要であることを前提としたものです。1.7GHz/2GHz帯や2.5GHz帯の特定基地局の開設指針と同様の基準を設け、市場競争によって早期エリア拡充を図ることが重要であると考えます。</p> <p>例えば、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設の場合、運用開始の時期は少なくとも一の特定基地局について開設計画認定の日から2年以内に運用を開始し、またカバー率は各総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む)の管轄区域ごとに、サービスの提供が可能な地域の割合(カバー率)が開設計画認定の日から5年以内(1.7GHz帯東名阪バンドは3年以内)に5割以上となるように特定基地局を配置すること、とされて</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>世帯カバー率(約90%)と同等以上のカバー率を確保できる」旨のものであった。</p> <p>これらを総合的に勘案すれば、マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>おり、当該基準と同等の基準が望ましいと考えます。</p> <p>また、受信端末は移動中の利用シーンが多く想定されることから、世帯カバー率より人口カバー率を用いた基準が望ましいと考えます。</p>
19 頁	1行-19行	<p>第3章 周波数の割当て 2 割当て周波数の検討 (1)複数のチャンネルの割当ての要否 イ「全国向け放送」の扱い</p> <p>本懇談会では、当初、「全国向け放送」について、FMラジオ程度の世帯カバー率(約90%)を確保するためには、複数のチャンネル(例えば3チャンネル)が必要となることを前提に検討を進めていたが、単一のチャンネルのみによっても確保可能ではないかとの指摘を受け、この点について「全国向け放送」への参入を検討している事業者からヒアリングを行った。</p> <p>その結果、いずれの事業者からも、継続的な事業運営を前提として、</p> <p>①単一のチャンネル(SFN)で、5年後までに90%を超える世帯カバー率を確保することは可能、</p> <p>②SFN混信があっても、それにはすべて対応可能、との考え方が示された。</p>	<p>「世帯カバー率90%以上」は、ハード事業者が2社あり、市場競争環境があることが前提である旨の記述をお願い致します。また、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会において「全国向け放送」ヒアリング対象者全てがSFN干渉は回避可能としており、SFN干渉が発生した場合の周波数分割や免許取消などの記述は不要であると考えます。</p> <p>有限である周波数の有効利用を重視し、SFN前提に技術検討を進めるべきであると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>このため、「全国向け放送」については、SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提として、周波数帯域幅を割り当てることが適当である(注)。</p> <p>ただし、今後、前述の世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要であることが明らかとなった場合には、各事業者に割り当てられた周波数帯域幅を分割してその世帯カバー率を確保することや、免許を取り消す等の措置を講じざるを得ないが、こうした事態にもある程度は柔軟に対処できるよう、事業者への周波数割当ては一定程度の余裕を見越して行うことが適当である。</p> <p>(注) こうした技術的な点については、関係の事業者の真摯な検討を前提としており、本懇談会自体が技術的な検証を行ったものではない。</p>	
27 頁	18行-29行	<p>第4章 制度の在り方 2. 参入規律 (1) 参入の枠組み(いわゆるハードとソフト) ア ソフト事業</p> <p>(ア) 勘案すべき要素 マルチメディア放送において、多様なサービスを実現するためには、多数のソフト事業者がそれぞれ1のチャンネルを有するよりも、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようになることが適当と考えられる。また、このことは、当該事業者の安定的な事業運営に資することとなる。</p>	<p>14.5MHz幅に対する参入ソフト事業者数が2~4とされた導出過程は不明瞭であるため、記述するべきではなく、参入規律を明確にする必要があると考えます。既存の放送におけるソフト事業者の概念に捉われないことなく、携帯電話のコンテンツ配信ビジネスのように、より多くのコンテンツホルダーやコンテンツアグリゲータが参加できる枠組みが、日本のコンテンツ市場を活性化できるものと考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>他方、放送による表現の機会ができるだけ多くの者に確保されるようすること(放送の多元性等を確保すること)やソフト事業者間での競争環境を確保するためには、より多くの者を参入させることが適当である。</p> <p>ソフト事業の参入の枠組みを検討するに当たっては、こうした相反する2つの要素を適切に勘案することが必要と考えられる。</p> <p>(イ)「全国向け放送」のソフト事業者の数</p> <p>「全国向け放送」においては、「映像・音響・データといった放送の形態」「リアルタイム・ダウンロードといった放送の態様」「報道、スポーツ、音楽といった放送番組の内容」等が想定されており、こうした多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1 のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てることが求められる。</p> <p>このため、「全国向け放送」に用いるV-HIGHの周波数帯域幅が14.5MHzであることからすれば、こうしたことを踏まえつつ、放送の多元性、まとまった周波数帯域幅を有するソフト事業者間の競争環境等を確保するために、複数のソフト事業者(例えば2~4事業者程度)を前提とすることが適当である。</p> <p>なお、具体的なソフト事業者の数については、今後更に検討を進めることが適当である。</p>	
28 頁 ～ 29	13行～ (次ページ)19行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2. 参入規律</p> <p>(1) 参入の枠組み(いわゆるハードとソフト)</p> <p>イ ハード事業</p>	<p>ハード・ソフトの事業者数の検討は、サービス利用者の立場を考慮する必要があると考えます。サービスの多様化や技術の高度化による利便性の向上などを考えると、事業者数は競争原理が働く複数者であるべきと考えま</p>



頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
頁		<p>(ア)「全国向け放送」のハード事業者の数</p> <p>14.5MHzという比較的広い周波数帯域幅を、いくつかの数のハード事業者に割り当てるかについては、まず、①設備投資額、②周波数の有効利用、③競争の促進について考えることが必要である。</p> <p>① 設備投資額 複数のハード事業者が参入すると、同一の地域に複数のネットワークが構築され、設備投資が重複する。 このため、1のハード事業者とする方が設備投資の総額は少なくなる。</p> <p>② 周波数の有効利用 複数のハード事業者が参入すると、ハード事業者が用いるチャンネル相互間で、ガードバンドを確保する必要が生じる(注1)(注2)。 このため、1のハード事業者とする方が周波数の有効利用が図られる。</p> <p>(注1) 今回新たに割り当てるV-HIGHは、その下側に隣接している「自営通信」用の周波数帯との間で、利用する技術方式、置局、空中線電力等の無線システム全体が異なることを考慮して、5MHzの幅のガードバンドを確保することを前提としている。</p> <p>(注2) ハードが複数であってもほぼ同一の置局、空中線電力とすればガードバンドを小さくすることができるが、これでは、置局の自由度が失われ、③の競争の促進の効果が得られない。</p> <p>③ 競争の促進 複数のハード事業者とすると競争が促進され、サービス</p>	<p>す。</p> <p>ハードの事業者数は、有限である周波数の有効利用を重視し、14.5MHzの周波数幅を鑑みるとSFN前提で2者であるべきと考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>エリアのカバー率や、屋内での受信環境の向上が期待される。これに対して、1 のハード事業者とするとこうした効果は期待できないが、一定のカバー率の確保のため、例えば「世帯カバー率を90%以上とする」といったことを事業参入の際の条件とすること等は可能である。</p> <p>以上を踏まえると、全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である。</p> <p>他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる(注)。</p> <p>(注) この場合、ガードバンドの幅や空中線電力の上限を定める等の無線局に関する制約を課した上で、具体的な置局についてはハード事業者間で調整することを義務づける等の措置が不可欠となる。</p> <p>なお、ハード事業者の数を3以上とすることは、設備投資効率からみた事業性の確保、ガードバンドの必要性からみた周波数の利用効率等の点で現実的ではないと考えられる。</p>	
33 頁	1行-16行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (1) 番組関係 ア 番組規律</p>	<p>放送は公衆によって直接受信されることを目的とされるものですが、今回のマルチメディア放送は、本報告書(案)で定義されているように『放送しなければならない「形態等」を定めることなく、携帯端末での受信を前提として、</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>放送法は、放送が有限希少な資源である電波を利用し、言論・報道機関としての社会的影響力を有すること等から、放送事業者の自主・自律を基本として、その放送番組の適正を図る仕組みを設けている。</p> <p>マルチメディア放送についても、こうした性格は変わるものではないことから、その放送番組に対する規律について、まずは、従来の放送と同様のものを基本とし、その上で、今後具体化するサービスイメージやこれについての視聴者の捉え方等も踏まえつつ、現在行われている通信・放送法制全体の見直しの枠組みの中で検討を行うことが適当である。</p> <p>この点、従来から地上放送の重要な役割とされている災害時の放送については、マルチメディア放送についても同様の規律を設けることが適当であり、従来のアナログ放送との役割分担や、「地方ブロック」は従来の「県域」よりも広範囲であること等を踏まえつつ、視聴者保護の観点から、十分な検討を行うことが必要である。</p>	<p>「映像・音響・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づける』ことや、『マルチメディア放送は、その放送番組について、ニュースや音楽等のクリップ、地図等のデータ、ゲーム等のソフト等、通信による情報配信サービスと類似するものを放送することが想定され、その認証について、携帯電話端末を利用することが想定される等、携帯電話サービスとの強い関連性を有している』とされたように、従来の放送とは異なる放送と通信の中間的なサービスが存在すると考えます。</p> <p>よって、今後具体化するサービスイメージや利用者の捉え方等も踏まえつつ、現在行なわれている通信・放送法制全体の見直しの枠組みの中で検討を行なうことが適当であると考えます。</p>
25 頁	8行－26行	<p>第4章 制度の在り方 1 定義等 (1) マルチメディア放送の定義</p> <p>「マルチメディア放送」について、必要な規律を定めるためには、まず、「マルチメディア放送」の定義を定めることが必要である。</p> <p>この点、現在の放送は、例えば「テレビジョン放送」は「事物の瞬間的映像」とそれに伴う「音響」、「ラジオ放</p>	

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>送」は「音響」というように、放送しなければならない「形態等」を前提として定義規定が設けられている(注)。</p> <p>マルチメディア放送については、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、事業者の創意工夫を最大限に尊重しつつ、国民のニーズに的確に対応することができるようにすることが求められる。</p> <p>このため、放送しなければならない「形態等」を定めることなく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音響・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。</p> <p>この定義の具体的な規定振りは、国民にも分かりやすいことや、今後の技術の進展等に柔軟に対処できることに留意して定める必要がある。</p> <p>また、このマルチメディア放送で前提とする「映像」の品質の程度については、現在のワンセグ放送と同様のものとすることが考えられるが、国民のニーズや技術革新の動向、本放送に係る周波数割当ての経緯等を踏まえ、更に検討が必要である。</p>	
32 頁	8行～12行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(2) 出資規律</p> <p>ウ その他の出資規律</p> <p>マルチメディア放送は、その放送番組について、ニュースや音楽等のクリップ、地図等のデータ、ゲーム等のソフト等、通信による情報配信サービスと類似するものを</p>	

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>放送することが想定され、その認証について、携帯電話端末を利用することが想定される等、携帯電話サービスとの強い関連性を有している。</p>	
35 頁	1行－14行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (2) 番組関係以外 ア 有料放送・無料放送の別</p> <p>現在の地上放送は、広告収入を財源とする「無料放送」により行われているが、マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル(例えば、放送の聴取は無料であるが、それと同時に録音することは有料とするモデル)が考えられる。また、「無料放送」についても、従来の広告費にとどまらず、通信サービスとの連携等により、いわゆる販売促進費を視野に入れた事業展開が想定される。</p> <p>この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねることが適切と考えられる。</p> <p>しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。</p>	<p>『一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる』とありますが、参入事業者のビジネスモデルを制限することになりかねないため、不要であると考えます。競争状況の下、利用者のニーズ、サービス内容とその対価が釣り合うものであれば、ある一定以上のサービスの普及・発展が期待できると考えます。</p> <p>比較審査の際、無料放送が多い者を優遇するのではなく、利用者が欲するサービスを提供し利用頻度の増加が見込める者を優遇することが必要であると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
39 頁	1行～18行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (2)番組関係以外 エ 端末の普及の施策</p> <p>新たな放送であるマルチメディア放送が広く普及し、発展していくためには、対応する受信端末の普及が不可欠である。マルチメディア放送が「携帯端末向け」であることを踏まえれば、特に広く国民に普及している携帯電話端末に受信機能が付加されることが強く期待され、このほかにも、カーナビ、PHS等の様々な情報端末に受信機能が付加されたり、専用の受信端末が普及することが期待される。</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取組を促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」（「新型コミュニティ放送」を含む。）及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。</p>	<p>受信端末は技術方式のみならず、周波数帯の違いによっても異なります。</p> <p>「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」間で同一の技術方式を用いることが効果的であるとの記述がありますが、VHF-Low バンドでマルチメディア放送を携帯電話端末に対応させるためには、アンテナの実装など技術的に困難を極めるため、VHF-Low バンドは携帯電話端末に適していないと考えます。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」と「全国向け放送」はマルチメディア放送サービス開始までに技術の発展が見込まれる中、技術を1つに絞るべきではなく、選択技術にそれぞれ制限を設ける必要はないと考えます。</p> <p>よって、各放送事業者が最適と思われる技術を選択すべきであり、比較審査において「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」は独立して審査が行なわれるべきであると考えます。</p>
41 頁	11行～20行	<p>第5章 技術方式の在り方 1 基本的考え方 (3)国内規格の統一の可否</p>	<p>「地方ブロック向け放送」と「全国向け放送」の選択技術にそれぞれ制限を設ける必要はないと考えます。各放送事業者が最適と思われる技術を選択すべきであり、比較審査は「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」にお</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>マルチメディア放送の技術方式の在り方については、次の二つの考え方がある。</p> <p>① 1の国内規格を決定することで、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、一つの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにする。これが実現することにより、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保に資する。</p> <p>② 複数の国内規格を決定することで、事業者が複数の技術方式の中から最適と考えるものを自由に選択可能とする(複数の技術方式が併存することも可能とする。)。これが実現することにより、事業者間の競争を通じた利用者利益の確保に資する。</p>	<p>いて独立して審査が行なわれるべきであると考えます。</p> <p>また、複数の技術方式が存在した場合でも、事業者間で技術やサービスの高度化等による競争が起こり、利用者の利便性向上につながると考えます。</p>
42 ～ 43 頁	28行～ (次ページ)17行	<p>第5章 技術方式の在り方 1 基本的考え方 (3)国内規格の統一の要否 イ「全国向け放送」について</p> <p>「全国向け放送」についても、受信端末の普及の確保の観点からは、同一の技術方式が用いられることが望ましい。</p> <p>しかし、「全国向け放送」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記(1)のように、これまでの放送とは異なる新たな放送として制度化しようとするものであり、携帯電話端末が主たる受信端末と位置づけられる等の特別な事情を有していること、</li> <li>・ 仮に、事業者ごとに異なる技術方式で放送されても、サービスエリアは「全国」であるため、1の受信端末で受信できるサービスエリアは制約されないこと(「地方ブロッ</li> </ul>	<p>『今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましい』とありますが、マルチメディア放送サービス開始までに技術の発展が見込まれる中、参入事業者が最適な技術を選択できなくなるため技術を1つに絞るべきではないと考えます。</p> <p>受信端末やネットワークコストの低廉化を図るためには、2011年以降、世界市場でどの技術方式が最も多く採用され、より多くの利用者に利用されるかが、採用する技術を判断するにあたって重要であると考えます。受信端末コストのみならず、ネットワークコストにも影響を及ぼすため、事業リスクを負う事業者が十分な検討の上、最終的に技術方式を選択できるようにすることが重要であると考えます。</p> <p>世界市場の動向を見据えた技術方式の選択が、利用者負担額(受信端末購入費用やサービス利用料等)の低下につながると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>ク向け放送」とは異なる)、 という側面がある。 こうしたことを勘案すると、「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。</p> <p>他方、現在検討対象となっている技術方式(注)については、基本的に技術的な優劣はなく、これにより実現できる放送に差はないと考えられ、上記(2)のとおり、諸外国でも基本的に複数方式を導入している例は少ない等の事情もある。</p> <p>こうしたことからすれば、複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。</p> <p>(注) ISDB-T系、DVB-H、T-DMB及びMedia FLO</p>	<p>また、今後、半導体メーカーは、欧州の DVB-H、米国の MediaFLO、日本の ISDB-T の3方式をサポートするチップを提供予定であり、参入事業者の技術選択の幅を持たせるべきであると考えます。</p>
46 頁	1行-15行	<p>第6章 今後のスケジュール 1 全体  2011年7月以降、速やかにマルチメディア放送が開始</p>	<p>本報告書(案)47頁にある今後のスケジュール線表によると2011年7月以降に『本格的サービス開始』とされており、2011年7月時点で部分的なサービス開始を可能とすることを前提としているように読み取れますが、この場</p>



頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>できるよう、総務省及び関係者においては、本報告書の提言を踏まえ、直ちに、制度面・技術面の双方に係る具体的な検討を開始することが求められる。</p> <p>この検討については、</p> <p>① 2009 年中に、事業者の参入のための条件整備を行うこと、</p> <p>② 2010 年半ばを目途とし、サービスを提供する事業者を確定させ、受信端末の開発・製造等の対応、送信設備の設置をはじめとする無線局の工事等の期間を確保すること(注)、</p> <p>が必要であると考えられる。</p> <p>(注) 我が国がマルチメディア放送用として割り当てる周波数帯域は、世界的にみても、その用途として使用されていることはなく、受信端末等の開発・製造には時間を要するものと考えられる。また、受信端末のモジュール開発等を勘案すると、日本で採用すべき技術方式の決定をできる限り早くする必要がある。</p>	<p>合、事業者決定からサービス開始まで、1 年程度の期間となります。しかしながら、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会ヒアリングにおいても、複数の事業者が事業者決定からサービス開始までに 2 年の期間が必要であるとコメントしたことを重視し、事業者決定時期を見直すべきであると考えます。</p>

以上